

2021年5月6日
株式会社オーシー

改正資金決済法等の施行に基づくOC商品券(前払式支払手段)に関するお知らせについて

2021年5月1日に施行されました改正資金決済法に基づき、当社が提供するOC商品券につきまして、お客様に下記の情報を提供することが義務付けられましたので、お知らせいたします。

記

- 1.当社は、OC商品券の発行に関して、発行保証金を供託しております。
- 2.ただし、法令上、発行保証金の供託は、基準日未使用残高の2分の1以上と定められているため、発行残高の全額が保全されているわけではありません。
- 3.OC商品券の保有者は、OC商品券の発行に係る発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けられる権利を有します。
- 4.OC商品券を盗難・紛失または滅失等の場合、当社はその責を負いませんので、管理には十分にご注意ください。

以上